

聖籠町告示第46号

聖籠町消費生活センター設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町消費生活センター設置要綱の一部を改正する告示

聖籠町消費生活センター設置要綱（平成22年聖籠町告示第19号）の一部
を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。